

# 国際教養大学大学院履修規程

平成28年4月1日  
理事長決定  
規程第109号

- 第1章 総則
- 第2章 修了要件
- 第3章 授業科目
- 第4章 履修登録
- 第5章 欠席
- 第6章 単位授与及び成績評価
- 第7章 表彰
- 第8章 雑則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、国際教養大学大学院（以下「本学大学院」という。）の授業科目並びにその単位数及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 修了要件

(修了の要件)

第2条 本学大学院を修了するためには、学則第34条第1項に規定する要件を満たさなければならない。

- 2 修了しようとする場合は、修了申請書を提出しなければならない。
- 3 修了の延期を希望する場合は、修了延期申請書を提出しなければならない。
- 4 学則第34条第1項ただし書に規定する優れた業績を上げたと認められる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 所定の授業科目を履修し条件を満たしていること。
  - (2) 累積 GPA が3.00以上であること。

## 第3章 授業科目

(授業科目の単位数等)

第3条 学則第21条に規定する授業科目並びにその単位数及び履修方法は別表1のとおりとする。

## 第4章 履修登録

(履修登録の手続等)

第4条 学生は、単位を修得するためには、次の各号の手順に沿って登録手続を行わなければならない。

- (1) シラバスを読み、その内容を理解する。
  - (2) アドバイザーに相談した上で履修科目を決める。
  - (3) 原則として、学内ウェブ・システムにより所定の期日までに履修しようとする授業科目を登録する。ただし、その他の方法が本学大学院により指定された場合は、この限りではない。
  - (4) その学期において特定の授業科目を履修しなければならない理由がある場合は、所定の手続により、優先的な履修登録を申請する。
  - (5) 履修登録に基づく履修登録確認票の内容を確認する。
  - (6) 履修登録期間直後に設けられる履修登録変更期間にのみ、履修登録を変更することができる。ただし、学期途中から始まる集中講義は、原則として、講義初日まで別途履修登録を認める。その場合はアドバイザーからの承認を受けたものに限る。また、集中講義の Drop は通常、講義開始日の翌日となるが、2日間で完了する講義の場合は初回授業終了後とする。
  - (7) 履修登録変更期間 (Add/Drop 期間) を含む本学大学院の授業日や試験日と留学先の授業日や試験日が重複する場合は、当該授業科目の履修登録を認めない。また、学期途中から始まる集中講義についても、その講義の開講期間中に留学先の授業日や試験日が重複する場合は、履修登録を認めない。
- 2 原則として、同一時限に提供される複数の授業科目を重複して履修登録することはできない。
  - 3 授業科目によっては、受講者数の制限をすることがある。
  - 4 病気等のやむを得ない理由により履修登録期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を大学事務局教務課まで届け出て、その指示を受けなければならない。
  - 5 授業科目の提供が本学大学院によって取り消された場合を除き、学生は履修登録したすべての授業科目が成績評価の対象となることを念頭に、誠実に履修する義務を負う。

(履修登録単位数の制限)

第5条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録することができる単位数は30単位を上限とする。ただし、各領域における履修上必要と認められる場合は、アドバイザーの承認を得て、36単位まで登録することができる。

- 2 学生が学部開講科目を履修登録する場合は、国際教養大学履修規程第6条に定める履修登録単位数を上限とし、当該履修登録単位数については、前項の履修単位数の上限に含めない。

(履修中止)

第6条 学生は、履修登録変更期間の終了後、所定の期間に限り、科目履修を中止することができる。中止した事実は、成績原簿の記録に W として残るが、成績評価の対象とはならない。

(再履修)

第7条 学生は、以下の条件を満たす授業科目について、より良い成績を修めるため、再履修することができる。

(1) 単位の修得が認められなかった授業科目 (F 評価の授業科目)

(2) D 評価で単位の修得が認められた授業科目

2 成績については、再履修した結果の成績及び過去の成績が成績原簿に記録されるが、そのうちいずれか高い方が成績評価平均点 (GPA) の計算に採用される。

3 原則として、再履修の回数は制限されない。ただし、学部開講科目を再履修する場合は、国際教養大学履修規程第8条第3項に規定する回数を上限とする。

(科目提供の取消)

第8条 履修登録変更期間までに当該授業科目を登録した学生数が特定の数を下回った場合又は当該授業科目を提供できなくなった場合は、本学大学院は当該授業科目の提供を取り消すことがある。

## 第5章 欠席

(授業の欠席承認)

第9条 学生が大学主催の学外授業やプログラム、インターンシップ、ボランティア、ホームステイなどに参加するために授業欠席の承認を希望する場合は、事前に書面で所属する領域代表の承認を得なければならない。ただし、当該学生の成績が大学の定める基準以下である場合は、当該欠席は承認しない。

(就職活動のための欠席)

第10条 学生が就職活動のために授業を欠席する場合は、次の手順による。

(1) 学生は当該授業担当教員から事前に欠席の承認を得ること。

(2) 当該授業担当教員は、欠席を補うための課題や補講などを指示することがある。

また、授業を欠席する学生に対し、再試験や課題提出期限延長を許可する義務を負わない。これらについては当該授業担当教員の判断による。

(3) 学生は、欠席の理由が就職活動であることを証明する書類を当該授業担当教員に提出しなければならない。

(4) 欠席の承認は当該授業担当教員の判断によるが、原則として、授業の20%を超える欠席は承認しない。

## 第6章 単位授与及び成績評価

(単位の計算方法)

第11条 単位の計算は、学則第22条の規定に基づくものとする。

(単位の授与)

第12条 単位は、学則第23条の規定に基づき、授与する。

(試験)

第13条 期末試験を実施する場合、学期末に期間を定めて行う。期末試験の実施の有無は担当教員の判断による。なお、授業科目によっては期末試験のほかに試験又は他の方法による評価を行うことがある。

2 前項の試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

3 正当な理由なく、期末試験を欠席した者は、不合格とする。

(補填試験)

第14条 所定の試験に欠席した者に対する試験(以下「補填試験」という。)は行わない。

ただし、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者については、願い出により補填試験を行うことができる。なお、病気の場合にあつては、医師の診断書の提出を求めることがある。

2 前項の規定により補填試験の受験を希望する者は、担当教員の承認を得なければならない。

3 補填試験の詳細は、その都度、別に指示する。

(不正行為)

第15条 試験、課題、論文等において不正行為をした者については、当該履修科目の成績を不合格とする。期末試験又はそれに替わる論文その他の課題における不正行為の場合は、当該学期のすべての成績を不合格とする。また、当該不正行為が特に悪質と認められる場合には、学則に基づき厳重に処罰する。

2 前項に規定する不正行為とは、次の各号に掲げるすべての行為その他の学術的不誠実行為をいう。

(1) 盗用、剽窃行為

(2) カンニング行為

(3) 代返、なりすまし行為

(4) 同一作品の複数回提出

(成績評価)

第16条 成績の評価は、試験の成績、平常の成績、出席状況等を総合して判断する。

2 前項の成績評価は、次の表のとおりとし、D以上を合格、Fは不合格とする。合格した場合は所定の単位を与える。なお、履修中止をW、科目未修了をI、認定科目をAP、保留をTRと標記する。

成績	成績点	評価点
A+	100	4
A(Excellent)	95 ~ 99	4
A-	90 ~ 94	3.7
B+	87 ~ 89	3.3
B (Good)	83 ~ 86	3
B-	80 ~ 82	2.7
C+	77 ~ 79	2.3
C (Satisfactory)	73 ~ 76	2
C-	70 ~ 72	1.7
D+	66 ~ 69	1.3
D (Poor)	60 ~ 65	1
F (Failure)	59 以下	0.0

3 前項の A+~F の各評価段階について評価点 (Grade Point) を付与し、評価点の GPA を算出したうえ、学生の学修内容、理解度及び進捗状況の目安とする。

4 前各項の規定にかかわらず、別表 2 に定める授業科目については、P (Pass) 及び F\* (Failure) により可否のみ判断するものとする。合格した場合には、所定の単位を与えるが、評価点は付与しない。

5 GPA は、履修した授業科目の評価点と単位の積を合計し、その合計数を単位数の合計で除すことによって得られる。評価が P, F\*, W, I, AP, TR で表記されている授業科目はこの計算において単位数に加算しないが、F で表記されている授業科目の単位数は加算する。

(科目未修了)

第 17 条 学生は、授業期間の途中において、病気又はけが、事故、災害その他やむを得ない事情により履修を継続できない状況に陥った場合は、科目未修了を申請することができる。成績には I (Incomplete) を用いる。

2 学生は、科目未修了とするには、あらかじめ当該担当教員の許可を得なくてはならない。

3 当該担当教員は、学生が当該授業科目を修了するために、次の学期の授業に出席することを課すことがある。この場合は、当該授業科目の履修登録をする必要はない。

4 科目未修了の場合は、次の学期末又は当該担当教員が指定する期限までに与えられた課題を修了しなければならない。期限までに修了できなかった場合には遡って不合格とする。次の学期から留学し、又は休学した場合は、当該留学又は休学終了直後の学期末までに修了しなければならない。

5 ウィンタープログラムは秋学期に含まれる。

(インディペンデント・スタディ)

第18条 本学大学院で提供されている通常の授業科目にないテーマの勉学を学生が希望する場合、インディペンデント・スタディ（自主研究）として履修することができる。

2 前項の場合において、学生は該当する専門分野の教員にプロポーザルを書面で提出しなければならない。当該プロポーザルを教員が推薦する場合は、領域代表及び学生のアドバイザーと協議の上、学長が可否を決定する。

（成績の変更）

第19条 成績はその成績を与えた担当教員のみによって変更ができる。ただし、この項における成績の変更とは科目未修了（I）の場合以外をいう。

2 成績変更は当該担当教員又は学生が発議することができる。学生が成績変更を発議する場合は、最初に成績が付与された後1ヶ月以内に書面で担当教員に申し出なければならない。ただし、単純な誤記によるものと懲戒処分の場合はこの限りではない。成績変更は当該授業科目における学生の学業評価に公平性を確保するためにのみ行われる。成績を変更するためには、当該担当教員が変更理由を明確に記した成績変更届を学長に提出しなければならない。

3 当該担当教員は、成績変更の決定とその理由を該当する学生に直ちに伝えられなければならない。

4 当該担当教員が成績変更を発議した学生の意見に同意しない場合又は学生が教員の成績の決定が公平ではないと判断した場合は、学生は速やかにその決定に対する不服を表明するものとし、学生は成績変更申請書にその理由や関連する状況を記入して研究科長に提出しなければならない。研究科長は当該担当教員と協議し、必要により学生と協議した上で、当該担当教員に対し成績変更について推薦する。推薦した内容は当該担当教員と学生に伝達される。しかし、当該担当教員はこの推薦に従う義務はない。

5 前項において研究科長が当該担当教員である場合は、研究科長とあるものはすべて学長と読み替える。

（他大学院で取得した単位の認定）

第20条 在学中に他大学院で単位を修得した場合は、次の各号の基準に基づいて単位の認定を行う。

（1）単位認定は、授業科目の内容に基づくものとする。認定される授業科目の内容については、本学大学院の授業科目の内容と合致しなければならない。

（2）必修科目に係る単位への認定は行わないものとし、それ以外の授業科目に係る単位への認定の可否については、当該学生が所属する領域代表が判断する。

（3）本学大学院の成績基準での「C-」以上と同等の成績が付与された単位に限り認定するものとする。

（4）単位数の算出については、学則第22条の規定による。

（5）認定される授業科目の単位数が対応する本学の授業科目の単位数を下回ることはできない。

- (6) 他大学院で履修した複数の授業科目の内容が本学の一つの授業科目の内容と合致する場合、当該複数科目をもって本学における一つの授業科目を修得したものとみなすことができる。
  - (7) 学生の成績原簿には、これら認定単位は AP と記録される。GPA の計算には算入しない。
  - (8) 認定される授業科目に係る授業言語については制限を設けない。
  - (9) 原則として、オンラインによる単位取得は認めない。
  - (10) この条に掲げる各基準については、海外の大学院で単位を取得した場合においても同様に扱う。
  - (11) その他例外については大学院運営会議で審議の上、学長が決定する。
- 2 単位認定を申請する学生は、単位認定申請書、最新の成績証明書及び修了した全科目の科目概要とシラバスを提出しなければならない。

## 第7章 表彰

(表彰)

第21条 修了に当たり、学業成績等が優秀な学生に対し、次のとおり表彰する。

(1) GPA による表彰

summa cum laude: 累計 GPA が4.00の学生

(2) 学長表彰

学業その他学生生活動全般において特に優秀と認められた学生

## 第8章 雑則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、授業科目並びにその単位数及び履修方法等に関して必要な事項は大学院運営会議で審議の上、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

別表1（第3条関係）（略：学生便覧「AIU Professional Graduate School Curriculum」の表と同内容。）

別表2（第16条関係）

JLT660	日本語自律研究	I	Japanese Independent Study I
JLT661	日本語自律研究	II	Japanese Independent Study II
JLT662	日本語自律研究	III	Japanese Independent Study III
JLT663	日本語自律研究	IV	Japanese Independent Study IV
JLT664	日本語自律研究	V	Japanese Independent Study V
JLT665	日本語自律研究	VI	Japanese Independent Study VI
GCP645	修了課題計画		Design of Graduation Project